

# 転入・転出に関するお知らせ



◎転入・転出などの届け出 ※各住民センターでも手続きできます

届け出の種類	届け出の期間	届け出に必要なもの (届出本人による署名の場合、印かんは不要)
転入届	転入した日から14日以内	○前住所地の転出証明書 ○印かん ○国外から転入の場合はパスポート ○住基カード(登録者のみ)
転出届	転出する日まで	○国民健康保険証(加入者のみ) ○印かん ○住基カード(登録者のみ)
転居届	転入した日から14日以内	○国民健康保険証 ○印かん ○住基カード(登録者のみ)
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更があった日から14日以内	○国民健康保険証(加入者のみ) ○印かん

※届出人の本人確認を行いますので、運転免許証などの身分証明書をご持参ください。

※住基カードでの転入・転出届や新しい住所の書き換え、外国人の住所異動は、住民センターでは受け付けできません。

◎転入・転出時はいろいろな手続きが必要です。該当する人は、忘れずに手続きしてください。

転入・転出時の手続きの種類内容	問い合わせ先
印かんの登録・廃止	市民課(内線100)※住所地でしか登録できません。転出の際は市民カードを返却ください。
国民健康保険	国保けんこう課(内線112)または市民課(内線100)
国民年金	市民課(内線113)
後期高齢者医療保険	国保けんこう課(内線110)
介護保険	長寿介護課 ☎207301
児童手当・児童扶養手当	子育て推進課 ☎549100
妊婦・乳幼児健診受診票の交付	こども家庭課 ☎549100
特別児童扶養手当・特別障害者手当	障害福祉課 ☎207306
障害者手帳などの住所変更	障害福祉課 ☎207306
原爆手帳・手当て証書の住所変更	福祉総務課(内線151)
小・中学校の転校	教育委員会(内線364)※一部の手続きは市民課

■市民課(内線100)

転入・転居・転出など住所に関する届け出は、定められた期間内に済ませましょう

上下水道を利用する場合は届け出が必要です

上下水道を利用する場合、利用しなくなる場合には、開始中止の届け出が必要です。

**届出方法** 水道局窓口、電話、水道局のホームページ

**〔上下水道料金のお支払いは便利な口座振替を〕**

上下水道料金のお支払いを口座振替にすると毎月50円の割引があります。

※残高不足などによる再振替時の割引はありません。

**申請場所** 水道局窓口(料金センター)、市内各金融機関

**受付時間** 午前8時30分～午後6時(平日)

**持参品** 通帳、通帳届出の印かん

■水道局料金センター ☎531111

飼い犬も登録手続きが必要です

飼い主の転居や変更、また、新しく犬を飼い始めたり、飼いが死亡した場合は届け出が必要です。

**申請場所** 環境保全課、各住民センター、市が委託している動物病院

**持参品** 鑑札

※旧住所地の鑑札をお持ちの人は無償で交換します。

**新規登録料** 3,000円

※紛失した人は再交付が必要です。(再交付手数料1,600円)  
※電話では受け付けできません。

■環境保全課(内線144)

引っ越しにより家庭で出たごみの持ち込みを受け付けています

**と き** 3月30日(日)、4月6日(日)

午前8時30分～11時30分

※持ち込む場合は事前にご連絡ください。

※ごみの分別など、詳しくはお問い合わせください。

■環境センター ☎543100